

警察職員が証人等から付き添いの要請を受けた場合の対応等について

平成12年11月7日

岩警務発第83号 警察本部長

岩刑事発第132号

各 部 長

各 所 属 長

いわゆる「被害者保護二法」(平成12年5月19日公布)については、その一部が本年11月1日に施行された。

今回施行された規定は、主として公判段階の手續に関するものであるが、刑事訴訟法第157条の2の新設に伴い、証人の不安又は緊張を緩和するのに適当であると裁判所が認める者が証人尋問の際に証人に付き添うことが可能となることから、今後同条に基づき、被害者対策に従事している警察職員がその任に当たることも考えられる。

各所属では、証人等から付き添いの要請があった場合、下記のとおり対応することとされたい。

記

1 証人等から付き添いの要請を受けた場合の対応

新設される刑事訴訟法第157条の2に基づき、裁判所が証人への付き添いの必要性を判断することとなるが、証人等から同条に基づく付き添いを要請された場合であって、証人の保護及び被害者対策の観点から警察として対応することが適切であり、かつ、必要であると考えられる場合は、適当と認められる被害者対策に従事している警察職員が付き添うことができるよう配意されたい。

なお、その際、当該証人が特定の警察職員の付き添いを希望している場合にあっては、可能な限りその意向を尊重することとされたい。

2 警察職員が付き添いをするに当たっての留意事項

(1) 証人等が警察職員の付き添いを希望する場合であっても、裁判所が、刑事訴訟法第157条の2第1項にいう「裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるおそれ」があると判断し、被害者対策に従事している警察職員の付き添いを認めないこともあり得ると考えられる。

各所属では、証人等が警察職員の付き添いを希望した場合であっても、このような理由から裁判所によって付き添いが認められないことがあり得る旨、証人等にあらかじめ伝えておくこととされたい。

(2) 証人尋問、証人の供述の内容に不当な影響を与えるような言動等は、同条第2項により禁止されていることから、不用意にそのような言動をすることのないよう、付き添いに当たる被害者対策に従事している警察職員に事前に指導されたい。

3 事前連絡

各所属では、証人等から警察職員による付き添いの要請を受けた場合、下記担当係に事前連絡すること。